

平成26年度

一般会計決算

歳入

60億9,881万円

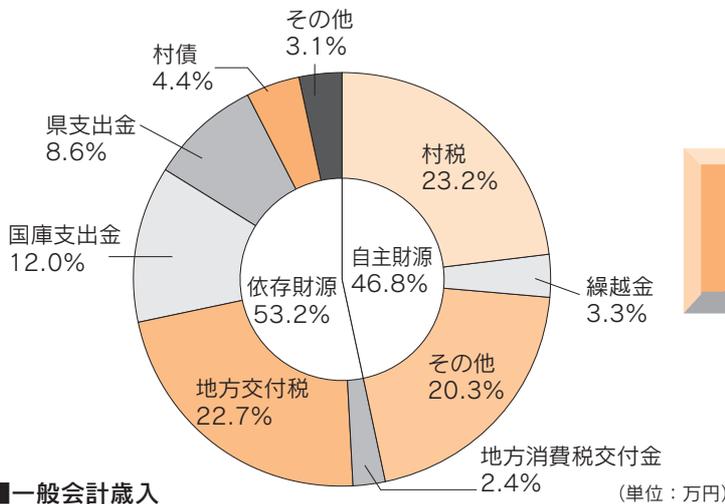
歳出

58億3,051万円

榛東村をよりよくするため

計画的に使いました

平成26年度の決算がまとまり、9月に開かれた定例村議会で認定されました。一般会計の歳入総額は、60億9,881万2,577円、歳出総額が58億3,051万4,534円となり、差し引きで2億6,829万8,043円を27年度に繰り越しました。地方財政を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、その中で、歳出全般の経費節減・合理化を図り、限られた財源の重点的な配分により節度ある財政運営を行い、財政の健全性の確保、財政秩序の維持に努め、住民福祉の向上のため予算を執行しました。



■一般会計歳入

| 項目 | H26年度決算 | 前年度比 |
|---------------|-----------------|----------------|
| 村税 | 14億1,563 | 591 |
| 繰越金 | 1億9,934 | △ 6,464 |
| 《自主財源》 | | |
| その他 | | |
| ・ 分担金および負担金 | 6,136 | △ 1,140 |
| ・ 使用料および手数料 | 2,940 | △ 263 |
| ・ 財産収入 | 5,136 | △ 431 |
| ・ 寄付金 | 8,937 | 8,864 |
| ・ 繰入金 | 9億4,411 | 7億4,337 |
| ・ 諸収入 | 6,203 | 1,434 |
| 地方消費税交付金 | 1億4,629 | 2,882 |
| 地方交付税 | 13億8,369 | △ 2,715 |
| 国庫支出金 | 7億3,104 | 1,941 |
| 県支出金 | 5億2,322 | 1億2,668 |
| 村債 | 2億6,582 | 1,799 |
| 《依存財源》 | | |
| その他 | | |
| ・ 地方譲与税 | 7,582 | △ 380 |
| ・ 利子割交付金 | 252 | △ 140 |
| ・ 配当割交付金 | 1,049 | 465 |
| ・ 株式譲渡所得割交付金 | 613 | △ 316 |
| ・ ゴルフ場利用税交付金 | 1,091 | △ 171 |
| ・ 自動車取得税交付金 | 1,044 | △ 1,378 |
| ・ 国有提供施設所在助成金 | 6,808 | 311 |
| ・ 地方特例交付金 | 969 | △ 134 |
| ・ 交通安全対策特別交付金 | 206 | △ 37 |
| 合計 | 60億9,881 | 9億1,725 |

■特別会計歳入

| 会計名 | H26年度決算 | 前年度比 |
|-----------------|----------|-----------|
| 国民健康保険特別会計 | 18億4,758 | 9,987 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 1億0,012 | △ 42 |
| 介護保険特別会計 | 10億5,204 | 7,100 |
| 住宅新築資金等貸付特別会計 | 2,355 | 16 |
| 公共下水道事業特別会計 | 5億1,926 | 3,140 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 1億3,830 | 1,532 |
| 学校給食事業特別会計 | 1億4,852 | △ 907 |
| 自然エネルギー発電事業特別会計 | 3,893 | △ 1億1,622 |

財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、財政破たんを未然に防ぐため「早期健全化」と「財政再生」の2段階で自治体の財政の悪化をチェックするしくみを定めています。これらの指標のうち1つでも基準を超えると、財政健全化計画の策定などが義務付けられることとなります。

- **実質赤字比率** (一般会計等の実質赤字の比率) … -%
 - **連結実質赤字比率** (すべての会計の実質赤字の比率) … -%
 - **実質公債費比率** (公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率。早期健全化基準25.0%) … **6.8%**
 - **将来負担比率** (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率) … -%
 - **公営企業における資金不足比率** (公営企業ごとの資金不足の比率)
 - ・ 上水道事業会計 … -%
 - ・ 公共下水道事業特別会計 … -%
 - ・ 農業集落排水事業特別会計 … -%
 - ・ 自然エネルギー発電事業特別会計 … -%
- ※実質公債費比率以外の比率については、該当する比率がない、もしくは該当する比率が算出されない場合、「-%」と表記します。

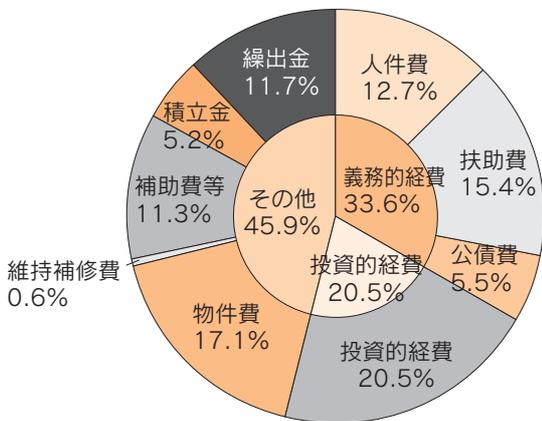
村民1人あたりの村税の負担額は

96,657円

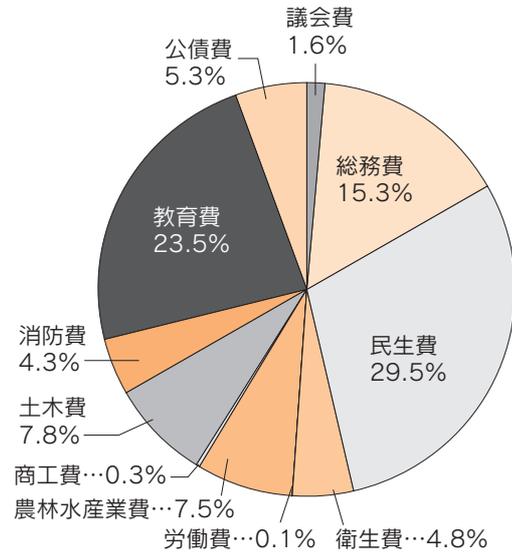
- 村民税 … 44,442円
- 固定資産税 … 44,518円
- 軽自動車税 … 2,552円
- たばこ税 … 5,146円

※平成27年3月31日現在の人口(14,646人)で算出

普通会計※における性質別支出の割合



※普通会計とは、地方財政状況調査に基づく区分によるもので、本村においては、一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計および学校給食事業特別会計の合算額から、各会計間の相互重複分を控除したものをいいます。



一般会計歳出

(単位：万円)

| 項目 | H26年度決算 | 前年度比 |
|-----------|-----------------|----------------|
| 議会費 | 9,344 | 239 |
| 総務費 | 8億9,544 | 1億2,973 |
| 民生費 | 17億1,980 | 1億1,728 |
| 衛生費 | 2億7,963 | 626 |
| 労働費 | 418 | △9 |
| 農林水産業費 | 4億3,672 | 1億0,839 |
| 商工費 | 1,564 | △1,335 |
| 土木費 | 4億5,355 | 1,001 |
| 消防費 | 2億5,156 | 81 |
| 教育費 | 13億7,276 | 4億5,984 |
| 公債費 | 3億0,745 | 2,703 |
| 諸支出金 | 34 | 0 |
| 合計 | 58億3,051 | 8億4,830 |

特別会計歳出

(単位：万円)

| 会計名 | H26年度決算 | 前年度比 |
|-----------------|----------|----------|
| 国民健康保険特別会計 | 16億6,390 | 1億0,208 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 1億0,012 | △42 |
| 介護保険特別会計 | 10億4,356 | 8,602 |
| 住宅新築資金等貸付特別会計 | 2,355 | 16 |
| 公共下水道事業特別会計 | 5億1,926 | 3,140 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 1億3,830 | 1,532 |
| 学校給食事業特別会計 | 1億4,821 | △899 |
| 自然エネルギー発電事業特別会計 | 3,893 | △1億1,493 |

※歳入歳出の決算額については、万円未満を四捨五入しています。よって、各項目における決算額の計と合計の値が一致しない場合があります。

決算審査意見書

地方自治法により決算を監査委員の審査に付することが義務づけられています。この規定に基づき実施された監査委員による平成26年度決算審査の概要をお知らせします。

地方自治法及び地方公営企業法の規定により実施した平成26年度決算審査に係る意見書を別添のとおり提出する。

【公営企業会計決算審査】

・ 上水道事業会計

【財政健全化等に関する審査】

審査結果

榛東村監査委員

岩崎 唯雄
榎井 保夫

【一般・特別会計決算審査】

村長から審査に付された各会計に係る歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他の証書類を照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務は、適正に行われているものと認められた。

平成27年7月15日から
8月3日まで(実8日間)

審査内容

【一般・特別会計決算審査】

- ・ 一般会計
- ・ 国民健康保険特別会計
- ・ 後期高齢者医療特別会計
- ・ 介護保険特別会計
- ・ 住宅新築資金等貸付特別会計
- ・ 公共下水道事業特別会計
- ・ 農業集落排水事業特別会計
- ・ 学校給食事業特別会計
- ・ 自然エネルギー発電事業特別会計

【基金運用状況に関する審査】

【基金運用状況に関する審査】
当年度における榛東村土地開発基金及び収入印紙等購買基金の運用状況について、地方自治法、榛東村土地開発基金条例、榛東村収入印紙等購買基金条例及びその他関係法令に基づき審査した結果、調査等の計数は正確であり、かつ適切に運用処理されているものと認められた。

【公営企業会計決算審査】

村長から審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当該年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

【財政健全化等に関する審査】

・ 財政の健全化に関する審査

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適切に作成されているものと認められた。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、昨年度同様に負(マイナス)となることから、本比率は計上されていない。実質公債費比率(注1)は6・8となり、前年度6・2と比べ0・6ポイント悪化した。

・ 経営の健全化に関する審査
審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適切に作成されているものと認められた。

いずれの会計においても、資金不足は生じていない。

審査意見

【一般・特別会計決算審査】

平成26年度における一般会計及び特別会計を合わせた総計決算額は歳入9,967,106千円、歳出9,506,337千円となっている。歳入から歳出を差引いた

額(形式収支)は、460,769千円となっており、形式収支から翌年度繰越財源99,038千円を差引いた額(実質収支)は、361,731千円の黒字となっている。これから前年度実質収支額337,443千円を控除した額(実質単年度収支)は、24,288千円の黒字となっている。

歳入においては、一般会計の歳入決算額は6,098,813千円となっており、この歳入決算額の23・21%を占める自主財源の柱である村税は、収入済額が1,415,633千円(前年度1,409,719千円)となっている。収入率については、90・07%(前年度88・43%)となり、前年度に比べ1・64ポイント増加している。前年度の審査意見において「収納率が前年度のプラスからマイナスになってしまったことは非常に残念である」と述べたが、前年度から収納率がプラスに転じたことは評価するところである。預金等の差し押さえの実施、定期的な訪問、日曜窓口の開設、コンビニ収納などによる収納対策の強化に積極的に取り組んでいる点は評価するところであるが、県下での収入率の順位を上げることが目標に今後も収入未済額の減少、収入率の向上のために引き続き努力されたい。

児童保育費負担金については、前年度に比べ収入未済額が362千円の増加となっている。ここ数年において低い増加額となっているが、収入未済額が11,223千円(前年度10,861千円)という現状を踏まえ、引き続き収納対策の強化に取り組むとともに、収入未済額の減少、収入率の向上のために更なる努力をされたい。

住宅使用料については、収入未済額が前年度に比べ3,069千円の増加となっており、合計で13,406千円(前年度10,337千円)という状況となっている。前年度も述べたが、収入未済額が毎年度増加し多額となっていること、収納率が低調であること、収納方法を抜本的に見直し、早急に改善策を講じることを強く望むものである。

特別会計における収入未済額については、国民健康保険税及び公共下水道事業分担金は収入未済額が前年度と比べて減少しているが、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅新築資金等貸付金、公共下水道事業下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び下水道使用料、給食費については、いずれも収入未済額が前年度と比べて増加している。収入未済額が少額の今、早めの収納対策を講じることを強く望むものである。また、負担の公平性の観点からも、所属を超えた連携等により更なる収納対策の強化を図り、収入未済額の減少に取り組まれたい。

児童保育費負担金については、前年度に比べ収入未済額が362千円の増加となっている。ここ数年において低い増加額となっているが、収入未済額が11,223千円(前年度10,861千円)という現状を踏まえ、引き続き収納対策の強化に取り組むとともに、収入未済額の減少、収入率の向上のために更なる努力をされたい。

なお、学校給食事業特別会計における給食費に係る一連の事務については、早急に適正化に努められたい。

普通会計(注2)において歳出をみると、公債費が前年度に比べて27,172千円(8・9%)の増加、繰出金が87,111千円(14・20%)の増加となっている。今後も、特別会計における村債の元金償還開始などにより、増加が見込まれている。また、普通建設事業費についても、当年度においては南小学校体育館建設工事、南部コミュニティセンター改修工事などにより、前年度に比べ468,817千円(61・82%)の増加となっている。次年度以降も、南部コミュニティセンター改修工事などが実施される予定となっており、厳しい財政運営が予測される。よって、経費の縮減は当然のこととして、事業の廃止を含めた既存事業の見直しを図るとともに事業の計画的な推進により限られた財源を効率的かつ効果的に活用されたい。

また、不用額については、一般会計267,517千円と特別会計193,473千円を合わせて460,990千円となっており前年度に比べ26,567千円の増加となっている。抽出による審査の結果、やむを得ない事案であると認められたが、今後は精度の高い予算編成と計画的な予算執行に努めるとともに不用額が明らかになった場合は、速やかに補正措

置を行うなど適切な対応を図り、財源の有効活用に努められたい。

なお、抽出により指摘された事案については、今後このようなことがないように十分注意し、適切な事務処理に努められたい。

財政指標をみると、財政力指数(注3)は0・52となっており、前年度と同数となっている。経常収支比率(注4)は95・80%(前年度87・90%)であり、前年度に比べ7・9ポイント悪化し、財政の硬直化が急速に進んでいる。実質公債費比率は6・8%(前年度6・2%)であり、前年度から0・6ポイント悪化している。今後も村債の償還が続き、投資的事業による村債の増加が見込まれており、更なる数値の悪化が予想されることである。

これまで、平成26年度における決算状況、財政状況等をみてきたところであるが、これらの状況を勘案すると、当年度においては適切な財政運営が行われ、健全な財政状況が維持されているといえる。しかしながら、過去5年間の財政指標を比較してみると年々悪化しており、決して樂觀視できる状況ではないことを示している。

今後も引き続き健全な財政状況を維持し、将来的に持続可能な財政運営のため、村税、使用料、負担金等の収入率の向上及び収入未済額の解消により自主財源の確保に取り組むとともに、職員一人ひとりが

常にコスト意識を持って効率的・効果的な執行に努められたい。

最後となるが、社会経済状況の変化による行政への村民ニーズの变化や時代の要請に的確に対応しつつ、更なる村民サービスの提供と村民福祉の向上を要望し、決算審査意見とする。

〔公営企業会計決算審査〕

平成26年度における業務実績をみると、給水件数は増えているものの、総配水量が当年度においても減少しており、前年度に比べ89,813m³の減少となっている。経営成績を見ると、当年度の総収益は291,626千円、総費用は251,046千円となっており、前年度に比べ総収益が45,917千円、総費用が4,16千円の増加となっている。純利益については40,580千円となっており、前年と比べ多額となっている。この要因は、新地方公営企業会計制度が適用されたことによるものである。

水道料金の未収金をみると、この数年増加傾向にあり、当年度決算においても前年度に比べ563,679円(3・34%)増加し、17,439,614円となっている。前年度も述べたが、水道料金は水道事業の収益の根幹をなすものであることから、停水執行、滞納整理等を積極的に行い、未収金の減少に努められたい。

当年度における有収率(注5)は81・30%となっており、前年度に比べ1・01ポイント改善された。しかしながら、この数値は、平成25年度における群馬県平均84・70%を下回っている。今後も引き続き、原因追及に努め、有収率の向上に向けた具体的な施策を講じ、速やかに取組まれたい。

今後も老朽管の布設替等が順次予定されており、各施設についても老朽化による更新が必要となってくる。これらの投資的事業には多額の費用がかかることから、中長期的な視野に基づいた、より一層の効率的な経営が必要となってくるため、これまで以上に未収金の減少、業務の効率化、経費節減、資産の効率的な運用に努め、計画的な財政運営により経営の安定化を図り、安全、安心な水が長期的に安定供給されることを要望し、決算審査意見とする。

注2 普通会計

個々の地方公共団体ごとに一般会計の範囲が異なっているため、財政比較や統一的な把握が難しいため地方財政状況調査等において統一的に用いられる会計区分をいう。

注3 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3箇年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。指数が高いほど財政力に余裕があるとされ、指数が1を超えると普通交付税の不交付団体となる。

注4 経常収支比率

当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかをみることに、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。

注1 実質公債費比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものであり、平成17年度決算から新たな指標として設定された。この指標が18%以上になると起債にあたり許可が必要とされる。当然のごとく、本比率については、低い方が望ましいとされている。

注5 有収率

給水する水量と料金として収入のあった水量との比率をいう。